

発達障害児の支援ニーズに基づいた学校安全の実践構想 —災害時の避難所利用に備える「個別の教育支援計画」活用モデルの構築—

熊谷 修平*, 菅原 裕子*, 佐々木 全**

(令和4年2月13日受付)

(令和4年2月14日受理)

KUMAGAI Shuhei*, SUGAWARA Hiroko*, SASAKI Zen**

Concept of School Safety Practice Based on Support Needs
for Children with Developmental Disabilities in Disaster Situations
: Construction of an "Individual Education Support Plan" for
Use at Evacuation Shelters in the Event of a Disaster

要 約

「学校安全資料『生きる力』を育む学校での安全教育」では、発達障害等のある個々の児童生徒等の障害の実態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うものとされる。そもそも発達障害児が被災状況下において示しやすい状態像は、一般的な被災後の反応に加え、特有の変化や症状の悪化、そもそも有する脆弱性の顕在化したものと考えられる。そのため、日常で得られた適応行動の指導に関する知見が活用されることが重要である。そして、それらの内容は、個別の教育支援計画をもって、学校が家庭や避難所との間で予め共有することが理想的である。

その実現に向けた端著として、岩手県における個別の教育支援計画の作成の実態を踏まえ、その記載事項や様式について検討し、特別支援学校におけるモデルケースと通常の学校におけるモデルケースをそれぞれ開発し提示した。今後、これらの普及ならびに実践的に検証されることが期待される。

I. 学校安全と発達障害児

学校安全は、「学校安全資料『生きる力』を育む学校での安全教育」(文部科学省, 2019; 以下, 「学校安全資料」と記す)に基づき実践される。これによれば, 学校安全の内容は「生活安全」「交通安全」「災害安全」を領域とし, 幼児児童生徒(以下, 児童生徒等と記す)が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して, 自ら安全に行動したり, 他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す「安全教育」と, 児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを

目指す「安全管理」を両輪として実践される。

ここでは, 当然ながら全ての児童生徒等が対象とされる。そのため, 学校安全資料は学習指導要領ならびに幼稚園教育要領に関連づけられながら小学校, 中学校, 高等学校, 幼稚園, 特別支援学校を想定し執筆されている。その上で「安全に関する個別指導の配慮」として以下の内容が記されている。

児童生徒等において, 多動と注意力不足等がみられる場合には, その実態をよく把握するととも

* 岩手大学大学院県教育学研究科教職実践専攻, ** 岩手大学大学院教育学研究科

に、個別の指導計画を作成し安全上の指導が必要である。特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童生徒等とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒等が在籍していることがあり、これらの児童生徒等に対する安全に関する個別指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- 障害のある児童生徒等の指導に当っては、特別支援学校や医療、福祉などの関係機関の助言や支援を活用する。
- 個々の児童生徒等の障害の実態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

一般的に発達障害児の理解と対応が課題視される状況にあって、「防災教育においては定型発達の子どもの想定されていることを指摘したうえで、発達障害幼児児童生徒の多様なニーズを理解した防災教育のあり方を検討しなければならない」との指摘(前川, 2014)は必然であろう。

II. 発達障害児の支援ニーズに応ずる実践構想

東日本大震災による被災状況下において顕在化した発達障害児の支援ニーズを調査した「東日本大震災を受けての発達障がい児(者)のニーズ調査-岩手における、発達障がい及びその疑いのある児(者)の実情と課題に関するアンケート調査報告書-」(JDD ネットいわて「震災後発達障がい支援チーム」, 2012)を踏まえ、学校安全の実践構想が探索された(佐々木・加藤, 2021)。ここでは、個別の指導計画と個別の教育支援計画をツールとすることが示された。この概要を Table 1 ならびに以下に示した。

1. 発達障害児の状態像と対応の内容の明確化

日常において、発達障害児の状態像の理解とそれに基づく対応や、安全学習を促進する支援が具体的な手立てとして開発、明記、蓄積され、関係者によって共有されることが必要かつ重要であ

る。これには、個別の指導計画が用いられるとよい。このことは、学校安全資料における「安全に関する個別指導の配慮」に個別の指導計画の作成が明示されていること、及び留意点「個々の児童生徒等の障害の実態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う」ことに合致する。

被災状況下では、発達障害児自身が可能な限り適切な避難行動などを発揮することや、保護者や支援者が発達障害児を適切に理解し対応できることが必要であり、そのことが、ひいては周辺一般の児や地域住民との関係性を構築し円滑にすることにも資すると考えられた。

そもそも、発達障害児が被災状況下においてしやすい状態像は、一般的な被災後の反応に加え、特有の変化や症状の悪化、そもそも有する脆弱性の顕在化と考えられた。そのため、日常で得られた適応行動の指導に関する知見が活かされるだろう。

2. 発達障害児とその家族における避難行動の備え

日常において、発達障害児の状態像の理解とそれに基づく対応の必要性を踏まえて、被災状況における各種連携が予め構想され、その内容が備えとして開発、明記、蓄積され、関係者によって共有されることが必要かつ重要である。このことは、学校安全の体系における「組織活動」のうち「地域の関係機関・団体との連携及び学校間の連携」に他ならない。これには、個別の教育支援計画が用いられるとよい。このことは、学校安全資料における留意点「障害のある児童生徒等の指導に当っては、特別支援学校や医療、福祉などの関係機関の助言や支援を活用する」ことに合致する。なお、「個別の教育支援計画」とは、「障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする」ものであり、「保護者を含め、教育的支援を行う者及び関係機関と、その役割の具体化を図る」ものである(文部科学省, 2003)。

Table 1 発達障害児の支援ニーズに応える実践構想

ツール	学校安全資料との関連	対応するニーズ	明記すべき内容
個別の指導計画	<ul style="list-style-type: none"> 「安全に関する個別指導の配慮」に個別の指導計画の作成が明示 留意点「個々の児童生徒等の障害の実態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う」 	<p>発達障害児の状態像と対応の内容の明確化</p> <p>日常において、発達障害児の状態像の理解とそれに基づく対応や、安全学習を促進する支援が具体的な手立てとして開発され、明記、蓄積され、関係者によって共有されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「安全教育」の学習内容に関する指導内容 日常生活における適応行動の指導内容
個別の教育支援計画	<ul style="list-style-type: none"> 「組織活動」のうち「地域の関係機関・団体との連携及び学校間の連携」 留意点「障害のある児童生徒等の指導に当っては、特別支援学校や医療、福祉などの関係機関の助言や支援を活用する」 	<p>発達障害児とその家族における避難行動の備え</p> <p>日常において、発達障害児の状態像の理解とそれに基づく対応の必要性を踏まえて、被災状況における各種連携が予め構想され、その内容が備えとして開発、明記、蓄積され、関係者によって共有されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難先やそこでの配慮の想定内容 連携の想定内容

被災状況下では、避難所や仮設住宅（以下、避難所等）の選定、そこでの生活において必要な配慮内容、医療や福祉などの資源との連携が求められることも想定された。これは、そもそも日常での連携が基盤となる。

また、避難所等での生活における適応に資するべく、地域住民からの理解や物理的な環境を得ることは重要であると考えられた。避難所等のあり方を巡る様々な制度検討の中で、障害者一般に対する理解と支援に努める福祉避難所などが選択肢として挙げられることもある。避難先の選択の際には、設置状況や規模や地理的条件などは地域の特性が反映されるため、その実際を確認し、発達障害児の実態やその家族の状況に即して検討することになるだろう。

3. 実践構想の着手と実現の端緒

以上から、発達障害児を対象とした学校安全の実践は、被災状況下において重要と見なされる内容について、個別の指導計画と個別の教育支援計画に明記することから着手され実現されると考えられた。そのために、それらのモデル構築を次のように計画した。ここでいうモデルとは、先行事

例がない現状にあって、実践的に参照し模倣しやすい理想型の提示を意味する。

モデル構築の第一は、個別の指導計画をツールとした実践であり、①「安全教育」の学習内容に関する指導内容、②日常生活における適応行動の指導内容を明記するものである。

モデル構築の第二は、個別の教育支援計画をツールとした実践であり、①避難先やそこでの配慮の想定内容、②連携の想定内容を明記するものである。

ここでの個別の指導計画と個別の教育支援計画の関係を整理するならば、前者は内容、後者は形式ということができよう。すなわち、個別の指導計画は、対象児に対する指導内容や具体的な指導方法を明確にするものである。そして、それらの内容は、個別の教育支援計画という形式に載せられ、学校が家庭や避難所との間で予め共有することが理想的である。

このことを踏まえ、本稿では、最初に個別の教育支援計画のモデルケースを構築する。このモデルが示す活用のイメージを念頭に置くならば、後続することになる個別の指導計画の取り組みを促すことができるだろう。

Ⅲ. 個別の教育支援計画活用モデルの構築

1. 個別の教育支援計画活用モデルの概念

個別の教育支援計画活用モデルは、連携の構造として、学校・家庭・外部支援機関という三項関係を図式化した既存のモデル^{注1)}に即して考案することができる。このイメージをFig.1に示した。これによれば、＜学校＞において、個別の教育支援計画が作成される。この内容として、避難所利用にかかわる配慮事項を記載する。この内容は、先に記した「①避難先やそこでの配慮の想定内容、②連携の想定内容」である（図中①）。

＜家庭＞は、個別の教育支援計画作成に参画し、かつ、それをを用いた外部支援機関である＜避難所＞に対する情報提供への同意をする（図中②③）。

＜学校＞は外部支援機関である＜避難所＞に対する情報提供を行う（図中④）。反対に、＜避難所＞は、学校に対して避難所に関する基礎情報の提供を行う（図中⑤）。

さらに、被災状況下の必要に応じ、＜家庭＞は対象児童等の避難所利用を行う（図中⑥）。これを受けて＜避難所＞は対象児童等に必要配慮内容の提供を行う（図中⑦）。

なお、学校における対象児童等に対する教育において特筆すべき内容は、個別の指導計画に記載され、さらに、その一部又は全部は、個別の教育支援計画にも記載される。

2 モデルケースとしての事例

岩手県の各特別支援学校において個別の教育支援計画は、独自の様式をもって作成され使用されている。その一方、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における個別の教育支援計画は、独自の様式をもって作成されるのではなく、対象児童等にかかわり作成された複数の書類を内容物として包括し、個別の教育支援計画として活用されている。この内容物について、具体的には、第一に「児童（又は生徒）個票」である。これは、一般的に作成される児童等個人の基礎情報を記載したものである。第二に、個別の指導計画である。第三に、対象児童等にかかわる外部支援機関との連携のために作成され、使用される「引継ぎシート」（岩手県教育委員会，2020）である。これらについては、個別の事情を反映し、内容の加除がなされることがある。

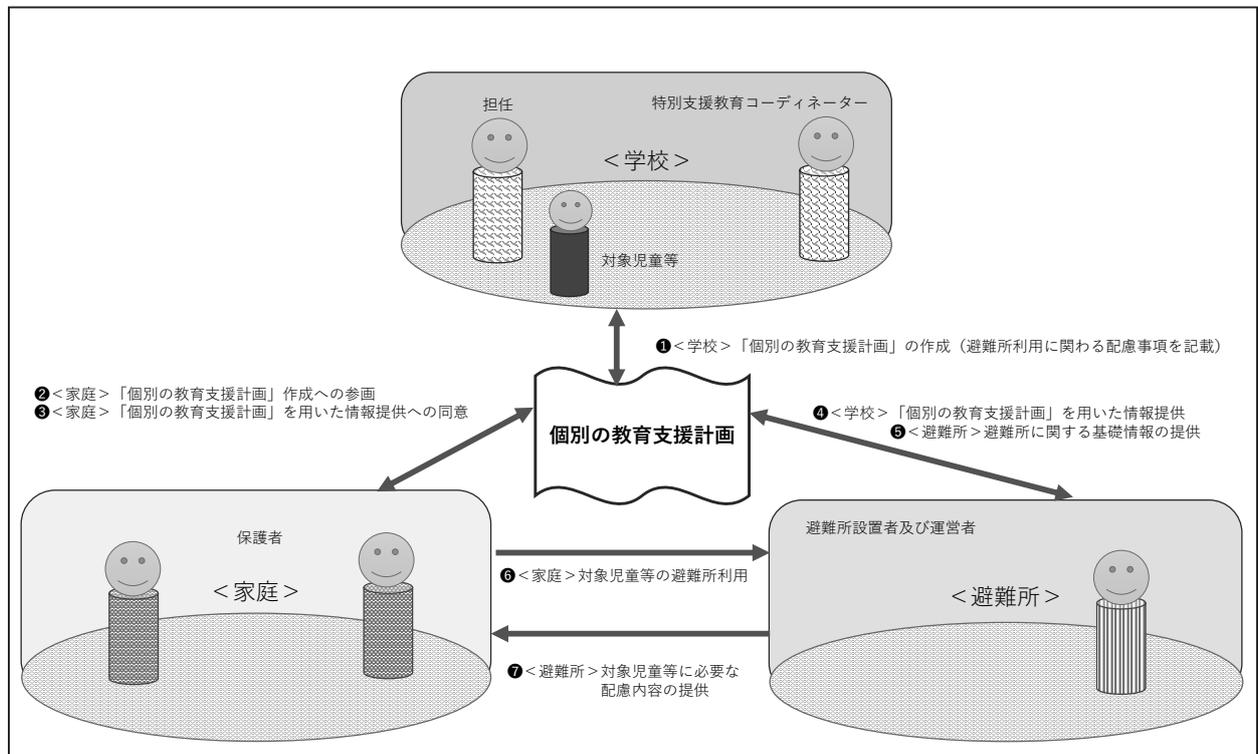


Fig.1 個別の教育支援計画活用モデル (イメージ)

以上を踏まえ、本稿では、個別の教育支援計画活用モデルとして、特別支援学校事例と、通常の学校事例を想定しモデルケースを創出し、その有用性と課題を検討した。モデルケースの創出では、個別の教育支援計画を作成するために、研究協力校並びに研究協力者（教員、保護者、教育行政担当者、福祉行政担当者等）を得て、実際場面を想定した協議をもって個別の教育支援計画を作成した。このとき、本稿における事例の表記については、個人や所属が特定されないよう複数の事例を混成し再構成した。

なお、モデルケースにおいては、当然ながら当該自治体における〈避難所〉の想定が必要である。そこで、対象児童等が盛岡市在住であるものとして、同市における避難所の設置状況や運営方針等を踏まえた^{注2)}。具体的には、盛岡市において「指定避難所」は186箇所（2021.12.21.現在）あり、これは「避難のために必要な間滞在、または自らの居住の場所を確保することが困難な被災者を一時的に滞在させるための施設」として、小学校、中学校やコミュニティセンターなどが指定されている。これが本稿でいうところの「避難所」である。

災害時には、盛岡市職員が各指定避難所に派遣され、当該施設職員や地域住民の協力を得て避難所運営を行う。ここでは、発災からの時間経過に伴い主たる運営者が変遷していく。また、避難所利用者は最寄りの指定避難所に避難した上で、保健師等による健康状態等の確認を受け、必要に応じて福祉避難所へ移送される^{注3)}。

（1）特別支援学校事例

学校の状況 対象校は、盛岡市の市街地に所在するA特別支援学校（知的障害）である。小学部、中学部、高等部が設置され、60名（小学部18名、中学部18名、高等部24名）規模の学校であり、児童生徒の半数が複数の障害を有す。全ての児童生徒に対して、学級担任が個別の指導計画と個別の教育支援計画を作成しており、後者は児童生徒個々に関する外部連携機関との情報共有に使用されている。

生徒の状況 対象生徒は、Bさん（中学部2学年、女子、重度知的障害、ASDを併存、盛岡市在住）を想定した。担任によると、Bさんは、「表出言語は少ないものの、指示理解については円滑で有り、特にモデリングによって行動の手順を理解し、日常生活動作やルーティンの習得と発揮は円滑であること」「要求が満たされない持続的な状況や、不快な聴覚刺激を回避できない状況にあっては、情緒的なストレスが蓄積し、机や壁に頭を打ち付ける自傷行為に至ることがあること」「感覚過敏が顕著であり、人に触れられることや、人の動きがある空間に居ることを嫌がること」「“揺れ”や“回転”を求める感覚刺激（常同行動）を得ようとすること」「移動時には、その状況を問わず駆け出す傾向があること」などの内容が把握されていた。

学校生活に際しては、そもそも学級や学習グループにおいては、常時複数の教員による指導体制で実施されており、Bさんには、多くの場面で教員によるマンツーマンの介助がなされていた。

個別の教育支援計画の作成 A特別支援学校における個別の教育支援計画は、独自の様式が作成された。これは、A4版6枚で構成された。1枚目は、プロフィールの記述欄であり、「氏名」「保護者」「家族構成」「手帳」（療育手帳や身障者手帳等の別など）「通学方法」などがある。2～3枚目は、連携している外部機関等の記述欄があり、加えて「平日、学校やデイサービスから帰宅後によくいく外出先」「かかりつけ医」などがある。4～5枚目は、指導や連携の覚書の記述欄であり、「学校での学習の様子・支援等」「今年度の記録（学校・福祉・就労・医療・その他）」がある。この様式をFig.2に示した。

さて、実際にここに記載されたプロフィール情報から、Bさんが利用する避難所として、特別支援学校の最寄りである盛岡市立C小学校と自宅の最寄りである盛岡市営D公民館が想定された。

避難所利用にかかわる内容の記載 以上を踏まえ、避難所利用にかかわる内容の記載は、個別の教育支援計画の内容の構成を踏まえ、2～3

令和 年度 個別の教育支援計画				
令和 年 月 日現在				
ふりがな 氏名			生年月日	平成 年 月 日生
現住所	(〒 -)		電話 (- -)	
ふりがな 氏名				
保護者	現住所	(〒 -)		
	自宅電話	[]		
	緊急連絡先①	[]		
	緊急連絡先②	[]		
家族構成 (本人除く)	ふりがな 氏名	性別	続柄	年齢
				職業 (在学者は学校名・学年)
障がい名:		診断を受けた医療機関名:		
手帳	○療育手帳	有 (A・B)	無	№
	○身障者手帳	有 (級)	無	№
	○精神保健手帳	有 (級)	無	№
通学方法	登校	通常時	徒歩・バス・自転車・自家用車・レスパイト その他 ()	自家用#登録番号
		冬期間・荒天時	徒歩・バス・自転車・自家用車・レスパイト その他 ()	
	下校	通常時	徒歩・バス・自転車・自家用車・レスパイト その他 ()	
		冬期間・荒天時	徒歩・バス・自転車・自家用車・レスパイト その他 ()	
通学経路	登校	自宅→ () →学校		約 () 分
	下校	学校→ () →自宅		約 () 分

○諸検査			
田中・ビネー知能検査 IQ (平成・令和 年 月 日実施 検査者:)			
WISC-III知能検査 VIQ、PIQ、FIQ (平成・令和 年 月 日実施 検査者:)			
S-M社会生活能力検査 SQ (平成・令和 年 月 日実施 検査者:)			
○教育歴			
		園・所・学校名	
幼稚園・保育所			
小学校・小学部			
中学校・中学部			
○かかりつけ医			
	医療機関名	診療科	主治医名
			初診
TEL ()			年から
TEL ()			年から
TEL ()			年から
○医師からの診断など			
	医師からの指示 (服薬、運動規制、定期通院・訓練など)		
○現在利用している福祉サービス等 (レスパイト、ショートステイ、療育教室など)			
	福祉サービス機関名	担当者名	サービス内容
			利用日に○
TEL ()			平日・休日
TEL ()			平日・休日
TEL ()			平日・休日

○現在利用している相談支援事業所		
○本人の様子		
◇好き、得意なことやもの		
◇嫌な、苦手なことやもの		
○家庭での様子		
◇身の回りのこと (食事、睡眠、入浴など)		
◇家庭での役割 (手伝いなど)		
◇帰宅後や休日の過ごし方		
◇よく行く外出先 平日: 休日:		
○家庭での教育で現在、力を入れていること		
○生活面でのこと、学習面でのことなどで、学校での指導に関する保護者の希望		

○学校での学習の様子・支援等	
	◇得意な学習・好きなこと
	◇苦手な学習と支援
	◇身辺処理の様子と支援 (着替え、身だしなみ、食事、トイレ、その他)
	◇友達や教師との関わり方や集団参加の様子
	◇行動の特徴
	◇公共の交通機関・施設を利用する力と支援

○将来の生活についての希望や課題		
将来の生活についての希望や課題	必要と思われる支援	
○進路希望		
本人の希望	保護者の意向	
○生活や学習の場面で支援を必要とする状況と対応		
どのような原因で	どのような行動、状況になるか	どのように対応しているか

○高等部の記録（学校・福祉・就労・医療・その他）			
担 任	高 1 :	高 2 :	高 3 :
副担任			
実施日	記 録		
【学校】	卒業時の進路担当者など		
【福祉】	手帳の更新や福祉課の聞き取り調査に関する事など		
【就労】	校内現場実習の実施先や内容など 移行支援会議など		
【医療】	服薬の変更や区分認定に関わる通院など		
【その他】	スポーツ、アート関連の記録など		
3年間の記録とする。			
個別の教育支援計画書の内容を必要に応じて関係機関に提示することを承認します。 また、更新した内容についても同様に扱うことを承認します。 令和 年 4 月 日 保護者氏名 印 <small>*本書は本人への支援を目的としたものであり、プライバシーの保護には格段の配慮をします。</small>			

Fig.2 個別の教育支援計画の様式（A 特別支援学校）

枚目、連携している外部機関等の記述欄に小欄を特設し記載することを考えた。

この小欄を「○避難所利用に関わる内容」と命名して、①利用する避難所、②盛岡市の避難所運営担当課名（一般避難所運営担当は、盛岡市総務部危機管理防災課；福祉避難所担当は、盛岡市保健福祉部地域福祉課）、③配慮事項を記載することとした。配慮事項では、Bさん自身の適応に関することと、周囲の一般住民のBさんに対する理解を求める必要があった。その具体として、「避難所利用に際して不安が軽減されるように、キーパーソン、場所、間取りについて、事前に場所と確認する（顔合わせ、内見など）こと」「情緒的な安定を保てるように、避難所内での衝立などを活用し物理的な環境を整備すること」「情緒的な安定を保てるように、集会などの場面では、人混みから距離を置き、信頼できる支援者がそばに居ること」「自傷行為に至ってしまった場合でも、できるだけ早期に回復できるように、『痛いよ、

やめます』と静かに手短かに伝え、人が居ない場所に移動し、Bさんが落ち着きを取り戻しやすい“揺れ”や“回転”の感覚刺激を提供すること」「避難所内での移動をする場合でも安全に行動できるように、人の多い場所やタイミングを避け、駆け出したり、飛び出したりしないよう腕を組んで移動すること」、そのほか、日常生活動作における介助の要領など多数が考えられた。

なお、実際の避難状況において、Bさんの介助者が誰か（保護者、教員、それ以外）によって、あるいは、避難生活が持続した際の時期によっても、配慮事項の記述内容が大きく異なることが予想され、懸念された。

（2）通常の学校事例

学校の状況 対象校は、盛岡市の市街地に所在するE高等学校（普通科）である。1学年200名規模の学校であり、大学への進学者が多い。特別な支援を要する生徒については、教育相談を所掌とする分掌組織が積極的に把握し、教育相談

担当（特別支援教育コーディネーターを兼務）が担任や学年団と連携し、かつ家庭との連携体制を構築し、個別の指導計画を作成している。

生徒の状況 対象生徒は、Fさん（1学年、男子、ASD、盛岡市在住）である。中学校と家庭からの入学前相談があり、「環境の変化への不安が強いこと」や「一部の学習において苦勞していること」に対する支援が必要とされ、「援助要請先としてのキーパーソンが明確であるとよいこと」「指示の聴き取りについて、周囲の雑音、話者の速度や内容量によっては、聴き取りや理解が難しいこと、話を聞きながらメモをすることが苦手であること、口答での指示については、自分の記憶内容に自信が持てず不安になること」「他者の目を気にして、特別に見える対応については敬遠することがあるため、対応方法については本人の意向を確認すること」などの情報提供があった。

入学にあたっては、同じ中学校出身者数名を含めた学級編成がなされた。また、担任と教育相談担当が本生徒と顔合わせをし、Fさんのキーパーソンであることを確認した。さらに、校舎の案内や、日程連絡のための掲示版があることなどを伝達した。

個別の教育支援計画の作成 E高等学校における個別の教育支援計画は、「個票」（E高等学校においては「生徒カード」と通称される）、個別の指導計画で構成された。中学校や家庭からの引継ぎ資料などは、学校内での覚書として保管され、その内容については、外部機関との連携の際に開示する性質のものではないとの判断から、ここには含めなかった。

「生徒カード」では、プロフィールの記述欄として「生徒」「保護者」「緊急時の連絡先」「学校歴」「家族」「通学方法」があり、担任の覚書の記述欄として「担任指導記録」「教科外教育活動」がある。これは、A4版両面刷り（1枚）の形態であり、手書きでの記入がなされる。この様式をFig.3に示した。さて、実際にここに記載されたプロフィール情報から、Fさんが利用する避難所として、高等学校の最寄りである盛岡市立G小学

校と、自宅の最寄りである盛岡市営日公民館が想定された。

個別の指導計画（E高等学校においては「支援シート」と通称される）では、学校生活にかかる実態の記述欄として、「過去の欠席状況」「今年度の出席の様子」「学校にかかる状況」「家庭にかかる状況」があり、個別の指導計画の実質内容を記述する欄として「具体的な支援方法」の欄がある。ここでは、学期ごとに「本人の状況・意向」「家庭の状況・意向」「支援目標」「支援内容」「経過・評価」がある。実際にここに記載された内容には「時間割や行事などの予定および予定の変更の把握に関する支援」「授業中のノートテイクに関する支援」「期末テストにおける支援（合理的配慮として別室受験）」などに関する支援目標と支援内容があった。

さらに、「関係機関」の欄があり、対象生徒にかかわる外部支援機関が記述される。これは個別の教育支援計画の機能を想定したものとイえた。

最後に、年度末の総括を記入する欄として「指導結果状況」「現状」があった。これは、表計算ソフトで作成され、記述方法は電子的な入力である。記述量に応じて行数を増やすことができるため、印刷した際にはA4版で複数枚に及ぶことがあった。この様式をFig.4に示した。

避難所利用にかかわる内容の記載 以上を踏まえ、避難所利用にかかわる内容の記載は、欄を特設することなどをせずに、「関係機関」の欄が使用できると考えられた。このうち、「地域」の小欄に、①利用する避難所、②盛岡市の避難所運営担当課名（一般避難所運営担当は、盛岡市総務部危機管理防災課；福祉避難所担当は、盛岡市保健福祉部地域福祉課）、③配慮事項を記載することとした。配慮事項の具体として、「避難所利用に際して不安が軽減されるように、キーパーソン、場所、間取りを事前に確認する（顔合わせ、内見など）こと」「他者の視線が気になることがあり、それにより心理的な負担が軽減されるように、避難所内での衝立などを活用し物理的な環境を整備すること」「状況の把握や見通しが持てる

生徒カード				
普通・理数科	1年 組 番	2年 組 番	3年 組 番	
生徒	性別	男 女		写真は学校で 申請します。 貼付不要
	住所	〒 平成 年 月 日生		
	下宿生等	※上記住所と異なる場所から通う場合に記入すること。 電話 () () () ()		
	保護者	氏名	勤務先	電話 () () ()
緊急時の連絡	氏名	生徒との続柄		
	連絡先	〒 電話 自宅 () () () () 携帯 () () () ()		
学校歴	年・月～年・月	学校名	留学期	
	進学方法	徒歩 分	自転車 分	バス 分
家族	続柄	氏名	年齢	職業
	父			学校又は最寄り駅から居住地への経路
	母			
	本人			

担任指導記録	生徒氏名		進路志望	留意事項	指導事項	
	1年					
2年						
3年						
校外教育活動	中学校	役員	部活動	趣味・特技	校外活動	総合学習
	1年					
	2年					
	3年					

Fig.3 生徒カードの様式 (E高等学校における個別の教育支援計画の一部)

R2 支援シート(個別の指導計画)												
学年	組	種別	氏名	よりかな	部活動	出席率	担任					
過去の欠席状況(該当する学年に日数を記入し、姓の後の場合は2桁初期)												
学年	第1	第2	第3	第1	第2	第3						
全出席の出席の総数												
欠席日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
遅刻												
早退												
遅延登校												
考えられる原因(該当の項目に○を記入してください。複数可)												
学校に係る状況				家庭に係る状況								
いじめ				家庭の生活環境の急激な変化								
いじめを強く感じる期間				親子の関わり方								
教職員との関係がめぐる期間				家庭内の不和								
学習の不振				本人に係る状況								
授業中や下校時不安				認知力・学力の遅れ、あそび、品行								
クラブ活動、部活動等への不参加				傾聴力、不安								
学校のきまり等をめぐる問題				その他()								
入学、転入、進級時の不安												
具体的な支援方法												
実施の状況・期間	実施の状況・期間	実施の状況・期間	実施の状況・期間	実施の状況・期間	実施の状況・期間	実施の状況・期間	実施の状況・期間	実施の状況・期間	実施の状況・期間	実施の状況・期間	実施の状況・期間	
前期中間												
前期末												
後期中間												
後期末												
関係機関												
関係機関	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	その他	
連携調整状況												
連携の結果、改善された点(達成できたこと)												
連携していない(改善できなかった)理由(該当した場合のみ)												
連携には必要ないものの、好ましい変化が見られたこと												
効果						留意						
効果(達成率)						留意(達成率)						

Fig.4 個別の指導計画の様式 (E高等学校における個別の教育支援計画の一部)

ように、避難所内での連絡事項の把握の仕方について明確にしておくこと、特に、文字情報として保障されること」「服薬の管理が確実になされるよう、処方薬の数量の確認や、主治医との連絡について確認をすること」などが考えられた。

Ⅳ. 個別の教育支援計画と類似するツールの比較対照による検討

個別の教育支援計画と類似するツールとして、ここでは、①「個別避難計画」及びそれに関わりの深い「避難行動支援者名簿」、②「相談・支援手帳(ファイル)」を挙げる。これらと、個別の教育支援計画を比較対照し、活用上留意すべき点として注目された、「記載事項」「更新の時期」「個人情報管理」を観点としつつ、個別の教育支援計画の特長を検討した。

1. 避難行動支援者名簿及び個別避難計画

避難行動支援者名簿及び個別避難計画の端緒である「災害対策基本法」は、総合的かつ計画的な

防災行政の整備及び推進を図ることを目的として、1961年に制定された。新しい災害が発生するたびに見直しが行われ、東日本大震災を機に、2013年に災害対策基本法の改正が行われた。2013年に公布された災害対策基本法において、「避難行動支援者名簿」の作成義務が市町村長に対して課された。さらに令和元年東日本台風を機に、2021年に同法の改正が行われ、「個別避難計画」の作成努力義務が市町村長に対して課された。

避難行動支援者名簿とは、災害対策基本法と地域防災計画に基づき、災害発生時またはその事前に、自力で避難することが困難であり、他の支援を必要とする避難行動要支援者の名簿である（同法第49条の10第1項）。避難行動要支援者の支援の方法、安否確認の方法、災害から保護するために必要な方法などが明記されており、市町村ごとに作成が義務付けられている。具体的には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項である（同法第49条の10第2項）。

個別避難計画とは、災害対策基本法と地域防災計画に基づき、災害時に適切な避難を行うため、避難行動支援者名簿に載る避難行動要支援者の避難支援等を行う計画である（同法第49条の14第1項）。先に記した避難行動支援者名簿の内容に加え、避難支援等実施者や避難経路等の情報が追加される（同法第49条の14第3項）。これの作成は、市町村ごとに作成努力義務がある。

2. 相談支援ファイル

2020年に閣議決定された障害者基本計画で、「障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別なニーズのある子どもについて適切に対応する」という基本方針が示された。これにより一貫した相談支援体制の整備が行われ、関係機関が適切な役

割分担の下に、障害のある子どもの発達段階や一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う個別の支援計画を策定して効果的な支援を行うことが進められてきている。

これに関する地域の取組みとして、文部科学省及び厚生労働省が作成を推進し、県や市町村ごとに普及を進めているものが「相談・支援手帳（ファイル）」（以下「相談支援ファイル」と記す）である。相談支援ファイルは、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関において必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行う際の参考となるよう作成し、保護者に配布するものである。

各機関がそれぞれ適切な支援を行うとともに、それらが一貫してつながった支援となるためには、保護者と必要な情報を共有化することが必要である（文部科学省・厚生労働省、2008）。これを保護者が各種の相談・支援を受ける際に提示することにより、相談・支援者に対して必要な情報が提供でき、また、相談支援ファイルには、保護者や相談・支援者が必要な情報を記入することができ、その情報の蓄積と活用によって、障害のある子どものニーズを把握し、関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業段階までの一貫した支援の実現が目指される。

3. 記載事項に関する比較対照

A特別支援学校とE高等学校で使用された個別の教育支援計画の記載事項は、避難行動支援者名簿及び個別避難計画ならびに、支援ファイルにおける記載事項と内容と概ね一致していた。

個別の教育支援計画では、個別避難計画でいうところの「避難支援等実施者」に相当する記載事項はなかった。これについては、発災時、学校が居所となっており、避難所への移動が必要な場合には、教員がその役目を担うであろう。また、「避難経路等の情報」についての記載欄はなかった。これについては、教員が避難支援実施者となる場合、学校ごとに作成している学校防災マニュアルに記載された避難経路が使われるであろう。

逆に、個別の教育支援計画においては、個別支

援計画の記載事項にはないものとして、避難上生活の支援に役に立つ情報についての記載があった。例えば、A特別支援学校では、「学校での学習の様子・支援等」があげられる。この欄では、児童生徒の得意・不得意なことはもちろんのこと、生活場面で必要とする身辺処理の様子や支援の内容が記載されている。避難時には、住居や保護者の安全が確認されるまでの間、避難所で生活することもあるだろう。その際に、「学校での学習の様子・支援等」の記載事項が役に立つだろう。このことは、個別の教育支援計画と個別避難計画の作成の目的の相違を反映しているといえよう。すなわち、「避難」のための計画である個別避難計画と、「避難生活を含む生活全般」のための計画である個別教育支援計画の相違である。

また、相談支援ファイルは、緊急時については家族の緊急連絡先の携帯電話番号が記されている程度であり、緊急時の具体的な避難行動に関する記載は見当らなかった。このことは、相談支援ファイルが関係機関による情報を一元化するツールであることから考えると、必ずしも「不備不足」というわけではない。学齢期にあっては、学校で作成した個別の教育支援計画が家庭に提供され、相談支援ファイルに収蔵されることで、順次内容が整えられるのである。このように、相談支援ファイルによって、個別の教育支援計画や診療情報提供書など関係機関が作成した文書を一元的に管理することが想定されており、その作業が円滑に進められるように、加除式の形状のファイルが採用されている例がある（例えば、盛岡市, 2019）。

4. 更新の時期に関する比較対照

個別の教育支援計画をはじめ、避難行動支援者名簿及び個別避難計画ならびに、支援ファイルのいずれにおいても、それらに記載される情報については、適切に更新されることが望ましいだろう。特に発達期にある児童生徒においては、その実態の変化が大きい場合があり、最新情報の記載が望ましい。

避難行動支援者名簿及び個別避難計画の更新頻

度は市町村によって異なり、年度ごとの更新（例えば、岩沼市, 2021; 津市, 2020）や、自己申告制を取っている市町村がある（例えば、盛岡市, 2020; 矢巾町, 2021）。なお、それらの「作成」を促進する為に奨励金を提供している市町村もみられたが（例えば、由利本荘市, 2021; 江東区, 2014）、「更新」は対象になっていない。

個別の教育支援計画においては、その内容の評価・更新が学期あるいは年度でなされる。定期的に教員が評価・更新をする仕組みがあり、避難時において、最新の内容を伝達することができるだろう。

また、相談支援ファイルは、支援について変更がなされたときや、相談が行われるタイミングで更新されるものとされるが、「相談支援ファイルが切れ目ない支援に関わる情報記録と移行の役割を担うならば、学期や年度終わりの特定の時期だけでなく、日常的に記入、参照されることが望ましい」（吉岡, 2018）との指摘もある。

学期または年度で更新される個別の教育支援計画は、その都度家庭にも提供されることになる。それによって、相談支援ファイルが、個別の教育支援計画を収蔵するとすれば、これは相談支援ファイルにおける「特定の時期」の更新に相当するものといえるだろう。

5. 個人情報の管理に関する比較対照

避難行動支援者名簿及び個別避難計画に関して、「名簿情報を活用して、避難時と避難後に適切な支援をすることが目的であり、平常時から災害に備えて名簿情報を避難支援等関係者と共有し連携する必要がある」（岡本・山崎・板倉, 2013）とされるものの、「本人などの同意なしに避難支援目的の為に利用することが災害対策基本法で禁止されており、十分に災害の発生に備えて対策できていない」（田中, 2013）との指摘がある。盛岡市においては、避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供について、同意する場合には、個別避難計画を兼ねる同意申込書に自身の情報を記載することになっている（盛岡市,

2020)。これに基づき、情報を避難支援等関係者に平時から提供することで、災害時の支援等につながる事が構想されている。

一方で、個別の教育支援計画は保護者参画のもとで作成され、その情報提供の目的や連携先については同意を得やすい。この書式中には、記載事項関係機関と共有することについて、保護者の同意を得るための欄が付されることも多い。また、個別の教育支援計画の作成時に併せて、個別避難計画の記載をすることができれば、両者の一元的な活用が促進されるだろう。

相談支援ファイル使用に関する留意点として、個人情報に記載されることから作成においては意義や目的等について保護者から十分な理解を得ること、引き継ぎの際は、本人及び保護者の同意を得ること（文部科学省・厚生労働省，2008）が挙げられるが、同時に、保護者の意思で連携先への開示や情報の提供がしやすいことがあり、保護者が管理者となれば、個人（自分）の情報を開示する権限は保護者（本人）に属するため、当事者の判断を尊重することが基本となり、今後は保護者（本人）の判断を支援する体制の強化と、セキュリティに関わる技術的な対応が求められる（吉岡，2018）とも指摘されている。

個別の教育支援計画は、情報提供者である保護者の同意を得て学校が運用するものであるが、これは同時に保護者自身にも提供され、相談支援ファイルに収蔵されるならば、情報の管理者としての保護者によって活用されることもあるだろう。保護者が、情報提供者ならびに情報管理者という二つの立場をもって主体的に行動できるような支援やエンパワメントが必要であろう。

V. まとめと今後の課題

本稿では、最初に個別の教育支援計画のモデルケースを構築した。岩手県において使用されている個別の教育支援計画は、学校ごとに整備されている。個別の教育支援計画のモデルケースについて、避難行動支援者名簿及び個別避難計画と、相談支援ファイルを比較対照したところ、個別の教

育支援計画では、次の3点が特長並びに留意点として指摘された。すなわち、①記載事項に着目すると、「避難生活を含む生活全般」における児童生徒に対する支援をする上で有用な情報が提供可能であること、②更新の時期に着目すると、定期的な更新によって、児童生徒の最新の情報を記載し提供すること、③個人情報の管理に着目すると、保護者参画による作成、同意の上での情報提供という原則に即して適切に運用することが挙げられた。

また、個別の教育支援計画と、避難行動支援者名簿及び個別避難計画と、相談支援ファイルは、相互の機能や手続を相互に関連づけることで、手続の効率化や情報の集約化が図られる可能性もあった。

いずれ、日常において、発達障害児の状態像の理解とそれに基づく対応の必要性を踏まえて、被災状況における各種連携が予め構想され、その内容が備えとして開発、明記、蓄積され、関係者によって共有されること（佐々木・加藤，2021）の実現をめざし、今後、モデルケースの普及ならびに実践的に検証されることが期待される。

注 釈

注1) 盛岡市は、岩手県の県庁所在地であり、県央部に位置し、東西約45.6km、南北40.6kmにわたる。市街地を含む田園地帯や丘陵地などを有す。また、人口285,633人、137,724世帯（令和3年10月末現在）を擁す。また、災害時の避難所等については以下にて公開している。

https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/anzen_anshin/bousai/shiteihinanbasho/index.html

（参照2021/12/11）

注2) 学校・家庭・外部支援機関という三項関係を図式化した既存のモデルの典型例として、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」がある。これは、「家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策」であり以下にて公開している。

- https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm (参照2021/12/18)
- 注3) 盛岡市における避難上運営については以下にて公開している.
- ・盛岡市地域防災計画
<https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/keikaku/sogotekiplan/1009857/index.html>
(参照2022/1/19)
 - ・盛岡市避難所運営マニュアル
https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/anzen_anshin/bousai/1031502.html
(参照2022/1/19)

謝 辞

本稿は、地域創生モデル構築プロジェクトにおける、『学校安全教育プログラム「岩手モデル」の構築と全世界への情報発信』における研究の一環として取り組んだものです。本プロジェクトの進行に際してお力添えいただきました皆様に感謝申し上げます。

また、本研究の構想、執筆、公表に際して、ご理解ご協力いただいた皆様に記して感謝申し上げます。特に、盛岡市保健福祉部地域福祉課 保坂友紀様、岩手県教育委員会事務局 学校教育室 五安城正敏先生と竹田友一郎先生には多くのご示唆をいただきました。また、モデルケースの開発と検討にご参加いただいた皆様には、貴重なご提言をいただきました。

引用文献

- 井上和久 (2013) サポートファイルの活用と普及への課題と対応に対する一考察—A市の保健センター、療育機関、特別支援学校が連携した取組から—。小児保健研究, 72(1),65-71.
- 岩手県教育委員会 (2020) 特別支援教育指導資料 No.47 引継ぎシート 作成・活用ガイドブック。
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/tokubetsu/1028789.html> (参照2021/12/11)
- 岩沼市 (2021) 避難行動要支援者名簿について
[\[bohan/bosai/hinankoudouyououshiensha_meibo.html\]\(bohan/bosai/hinankoudouyououshiensha_meibo.html\)
\(参照2022/1/26\)

JDD ネットいわて「震災後発達障がい支援チーム」\(2012\) 東日本大震災を受けての発達障がい児\(者\)のニーズ調査—岩手における、発達障がい及びその疑いのある児\(者\)の実情と課題に関するアンケート調査報告書—。\(未刊行\)

江東区 \(2014\) 江東区避難行動要支援者避難支援活動補助金交付要綱。\[https://www.city.koto.lg.jp/reiki-koho/reiki_honbun/g109RG00001917.html\]\(https://www.city.koto.lg.jp/reiki-koho/reiki_honbun/g109RG00001917.html\)
\(参照2022/1/26\)

前川あさ美 \(2014\) 東日本大震災における発達障害\(児\)者のニーズと有効な支援のあり方に関する研究—岩手・宮城の発達障害の子どもたちと家族、支援者への調査から—。厚生労働科学研究費補助金\(障害者対策総合研究事業\)「障害者の防災対策とまちづくりに関する研究」平成24~26年度分担研究総合報告書,
<http://www.rehab.go.jp/ri/fukushi/ykitamura/data/asami24-26.pdf> \(参照2020/12/2\)

文部科学省 \(2003\) 「今後の特別支援教育の在り方について\(最終報告\)」\[https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm\]\(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm\) \(参照2022/2/2\)

文部科学省 \(2019\) 学校安全資料『生きる力』を育む学校での安全教育。\[https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_01.pdf\]\(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_01.pdf\) \(参照2020/12/28\)

文部科学省・厚生労働省 \(2008\) 「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン\(試案\)」\[https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/021/006.htm\]\(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/021/006.htm\) \(参照2022/1/2\)

盛岡市 \(2019\) 盛岡市支援ファイル「て to て」。
<https://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/shogai/info/1003948.html> \(参照2022/1/27\)

盛岡市 \(2020\) 盛岡市避難行動要支援者情報提供同意者名簿登録申込書。<https://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/hoken/1015034.html> \(参照2022/1/26\)](https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/bosai/bosai-</p>
</div>
<div data-bbox=)

- 岡本正・山崎栄一・板倉陽一郎（2013）自治体の個人情報保護と共有の実務—地域における災害対策・避難支援—。ぎょうせい。
- 佐々木全・加藤義男（2021）東日本大震災において顕在化した発達障害児の支援ニーズとそれに基づく「安全に関する個別指導の配慮」の内容についての探究—JDD ネットいわて「震災後発達障害支援チーム」の調査結果の再分析から—。岩手大学教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センター研究紀要, 1, 13-28.
- 田中勇輝（2020）避難行動要支援者名簿制度の課題と活用。学生法政論集, 14, 33-50. h
- 津市（2020）津市避難行動要支援者避難支援対策マニュアル。 <https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1489544889344/>（参照2022/1/26）
- 矢巾町（2021）矢巾町避難行動要支援者名簿の登録について。 <https://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/2020082500012/>（参照2022/1/26）
- 吉岡昌子（2018）障がいがある個人の持続的連携支援に向けた情報移行ツール運用の5年間の経過報告—岩手県北上市・花巻市を対象として—。立命館文学, 655, 453-440.
- 由利本荘市（2021）由利本荘市災害時避難行動要支援者個別計画策定促進事業奨励金交付要綱。 <https://www.city.yurihonjo.lg.jp/up/files/www/bosai-anzen/bosai/bousai-osirase/> 由利本荘市災害時避難行動要支援者個別計画策定促進事業に係る奨励金支給要綱.pdf（参照2022/1/26）